

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 自社株に係る相続税納税猶予制度の手続実務

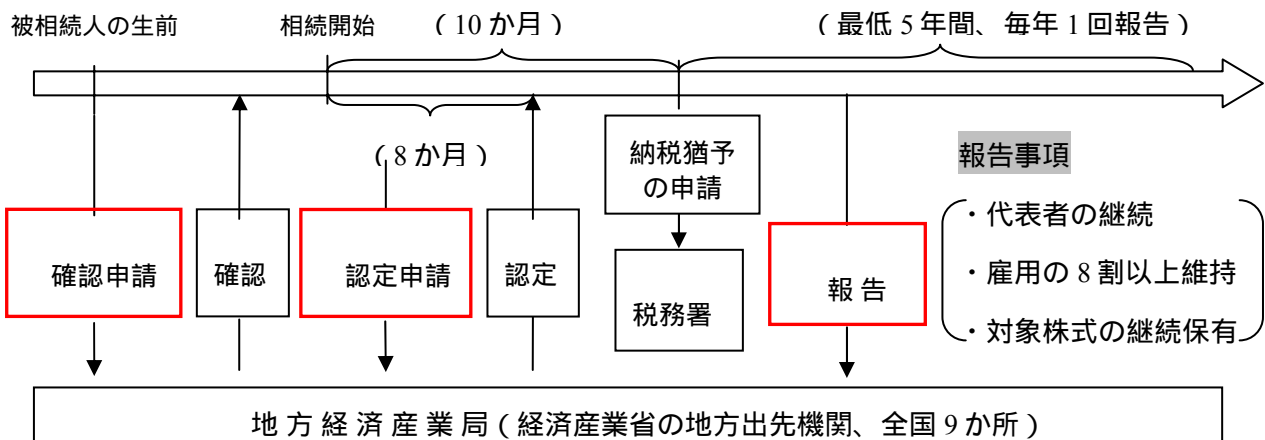
自社株に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、税務署への申請等以外に、経済産業局に事前確認、認定、報告手続が必要です。

1. 適用会社の要件

中小企業基本法に規定する中小企業者のうち、次のすべての要件に該当する会社。

『常時使用従業員1名以上』・『資産管理会社等（事業実態がある会社を除く。）に該当しないこと』・『風俗営業会社に該当しないこと』・『総収入金額が0円を超えること』その他一定の要件。

2. 全体像（相続税の納税猶予のみを受ける場合）



1) 各手続きの概要

	確認申請手続	認定申請手続	報告手続
手続を行う時点	相続開始前	相続後8か月以内	相続税申告期限から1年を経過するごとの翌日から1月以内
申請・報告をする者	中小企業者（対象会社）		
確認事項	・会社、代表者、後継者の一定要件 ・株式等承継の具体的計画 など	・会社、相続人、被相続人の一定要件 ・確認申請手続が済んでいる事 など	・認定取消事由に該当しない事 など

2) 手続上の留意点

- ・『確認申請手続』は、窓口への提出のほか郵送や電子申請でも受け付け可能です。
- ・『確認を受けた事項』に変更が生じた場合、一旦確認の取消し申請を行い、再度、新たな確認申請を行います。
- ・『報告手続』について、報告漏れがあった場合や、虚偽の記載があった場合には認定が取消されます。なお、認定取消しを受けた場合、再度の申請はできません。

（次ページへ）

お見逃しなく！

1. 贈与税の納税猶予についても、相続税と同様に経済産業局への諸手続が定められています。
2. 中小企業庁HP（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）に申請・報告書記載マニュアル+各種書類様式が掲載されています。

各種書類様式はつぎの箇所をご覧ください。

中小企業庁HPトップページ



『財務サポート』中の『事業承継』



中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の全部を改正する省令について（平成21年4月1日）



（資料2）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
（様式、wordベース）

また、各種書類についての『記載マニュアル』は現在改定中であり、H21/11中には改定版がサイトにアップされるとのことです。